

分光蛍光光度計利用規程

利用者ルールを次のように定めます

1. 利用資格者：利用者は各研究室、責任をもって測定してください。測定の仕方が分からない場合には、簡単な操作を田所研の担当者が代表者にお伝えします。

2. 測定機器：現在、RF-6000 分光蛍光光度計を一般に開放しています。

3. 予約：まず、使用者は「サイボウズ Office 6」にて、予め「研究室名」「利用者名」「連絡先」「利用時間」などを記入してください。次に、田所研究室にきて、田所研究室内にある予約表に「研究室名」「利用者名」「連絡先」「利用時間」を記入してください。それに応じて、田所研究室の担当の者が測定の準備をいたします。

4. ファイルの管理：PC 内の保存データは、ある程度たまと事前通告なしに消去します。各自測定ごとにバックアップをとってください。また、デスクトップに保存されているデータは随時消去します。

5. 低温測定：専用の追加ユニットは田所研内で保管しているので、低温測定を希望する場合は事前連絡のうえ、借りに来ること。また、低温測定用の簡易マニュアルがあるので、参照のうえ測定を行うこと。

6. 消耗品：蛍光分光装置のセルを所有していない場合は、田所研からお貸しします。また、サンプル調製に使用するスパチュラ、薬包紙、キムワイブなどの消耗品は、所属研究室のものを使用すること。

7. 測定料金：測定料金は 1 時間あたり 1000 円とします。測定者のミスで測定機器やセルなどの備品を壊した場合には、所属研究室の費用で弁償してもらいます。

8. 記録・報告：測定終了後、必ず使用記録をつけ、もしトラブルがあった場合にはその報告をノートに記録し、田所研の担当者まで報告してください。未記入や報告義務を果たさなかった場合は該当研究室に対して使用禁止措置を取ります。

トラブル発生時の連絡先：5781（田所研究室）